

天王から天皇へ

角 林 文 雄

天皇という称号の起源については議論が積み重ねられている。通説によると日本の君主は大化前代には「大王」を称していたが、七世紀後期になって、日本国内で道教の文献などを検討し、また唐の高宗が「天皇」の称号をもったことを参考にして「天皇」と称するようになったとする。私たちの考えはそのような通説と大きく異なる。

五世紀後期の稲荷山鉄剣銘などによると、当時の日本の君主が「大王」と称していたことは間違いない。しかし推古遺文をはじめとする七世紀の史料をみると、「大王」は皇子など皇族の称号としてかなり広く用いられていて、唯一の君主だけを意味する言葉ではない。ところで『日本書紀』に引用された朝鮮系史料によると、五世紀後期に日本の君主は儒教などの古典で君主を意味する「天王」を称しており、その後「王」字が、字源も意味も同じの「皇」字に改められて「天皇」という称号ができたと考えられる^{注1}。天皇号の起源はこのようにしか考えられないと思うが、現在でも通説に従う論議が多い。それで私は関連する史料・研究を改めて検討して新しい知見を得た。ここでご報告する次第である。

一 『百済新撰』の「天王」

岩波「日本古典文学大系」本『日本書紀』（以下に古典大系本と略称する）の本文校訂が大変に信頼できるものであることは定説になっている。ここで取り扱う雄略紀（巻十四）の場合、現存する最古の写本は図書館本と前田本であり、いずれも平安時代に遡る古いものである^{注2}。古典大系本はこれら二本によって校訂をおこない、通行本の誤りを多く訂正している。古典大系本で私が注目したのは、次の二カ所で天皇とあるべきところが天王となっていることである。

- ① 五年七月条所引『百済新撰』「辛丑年に蓋鹵王、弟昆支君を遣して、大倭に向（まう）でて、天王に侍らしむ。」
 ② 二十三年四月本文「百済の文斤王、薨ず。天王、昆支王の五子の中に第二・未多王、幼年にして聡明なるを以て、勅して内裏に喚（め）す。」

この①は『百済新撰』を引用したものであるが、そのなかでは日本を「大倭」として、後の表記である「日本」とはなっていないところから見ても百済における五世紀後期当時の史料と見なすことが可能である^{注3}。②は『日本書紀』本文であるが、百済史料によって文を作っていることが読み取れる。その百済史料というのは、この辺りで再度引用されている『百済新撰』であることは間違いない。

以上の二史料で天皇とあるべきところが天王となっていることは古典大系本の指摘する通りであるが、図書館本によると、雄略紀にはさらにもう一箇所「天王」史料がある。

- ③ 二年七月条所引『百済新撰』「己巳年に蓋鹵王立つ。……百済、慕尼夫人の女を莊飾せしめて、適稽女郎と曰ふ。天王皇に貢進すといふ。」

この「天王皇」の「王」字はミセケチ。したがって筆写者は「天皇」を正しいと見たのであるが、それならなぜその前に一旦「天王」と書いたのであろうか。おそらくこの本の元になった写本で「天王」となっていたので、まずそれを写した後、平安時代の常識でそれは「天皇」であるべきだと考えて、「皇」字を書き加えたのであろう。

このように時代が下がるに従って、その時代の常識によって本文が改められていくことはやむを得ないことである。前田本では①の「天王」はまず「天皇」と書かれたのち、「皇」字がミセケチされて右横に「王」が記されている。これらによって平安時代後期に写本が作られる過程で「天王」が「天皇」に書き換えられていく様子がよくわかる。

③の『百済新撰』史料は蓋鹵王が己巳年に即位したという。蓋鹵王は『三国遺事』王曆、『三国史記』によると乙未(四五五)年に即位、乙卯(四七五)年没。この間に己巳年はない。己巳年は四二九年と四八九年で、いずれも蓋鹵王の実年代とはかけ離れている。『日本書紀』の己巳は誤字で、本来は乙未のことであろう。さて『百済新撰』などの史書が七世紀後期になって日本で編集されたとする説があるが、もしそうならそれは『日本書紀』編纂直前ということになる。その史書にこのような年号を間違えるという重大な誤字が含まれていることなど考えられないから、七世紀後期成立説には従えない。誤字はずっと古い時代に『百済新撰』の写本を作った際に起こったことであろう。

①の辛丑年は、『日本書紀』の紀年の割り付けによると雄略五(四六一)年に当たる。しかし実際にこの四六一年が雄略天皇の在位五年目だったというわけではない。ここで実年代を明らかにするために『宋書』倭国伝を検討する。倭の五王の比定は元禄時代に松下見林が『異称日本伝』のなかで行った、讚_二履中、珍_二反正、済_二允恭、興_二安康、武_二雄略、とするのが正しい。戦後これに対する異説が出されて、履中より前の応神天皇や仁徳天皇を持ち出して比定する論者が多いため、比定が混乱しているが、『宋書』倭国伝と『日本書紀』『古事記』の記述は右の見林の比定に完全に一致するのであって、倭の五王に応神や仁徳を当てる戦後の新説は全て誤りである^{注4}。さてその『宋書』倭国伝によると四六二年に興、つまり安康天皇が中国に朝貢している。だからそれより一年前の辛丑(四六一)年には雄

略はまだ即位しておらず、安康天皇の時代である。

②の雄略二十三年は四七九年に当たる。雄略の名を含む稻荷山鉄剣銘文が四七一年の年号を持ち、また『宋書』倭国伝によると四七八年に武（雄略）が中国に朝貢しているから、四七九年の日本の君主は雄略で間違いない。なおこの年、己未年に薨じた百済の王は文斤王ではなく三斤王である。

以上を要約すると、①と③が『百済新撰』に依っていることは『日本書紀』に明記されている。文章の内容、また前後の関係からみて②も『百済新撰』に依っていることは明らかであろう。つまり『百済新撰』の記録がそのまま『日本書紀』に取り入れられており、ここでは『百済新撰』にあった「大倭」とか「天王」のような言葉までもがそのまま使われていたのである。その時期は五世紀後期の、日本の君主が安康、雄略の時代であった。この『百済新撰』に基づく「天王」という『日本書紀』の記述はその後、『日本書紀』の写本が繰り返し返されるうちに、後の常識によって「天皇」と記されるようになった。

以上、百済関係の「天王」史料を検討したが、図書寮本にはさらに顕宗紀にもう一カ所「天王」とするところがある。

④ 元年正月条割注「難波小野王は雄朝津間稚子宿禰天王の曾孫……」

雄朝津間稚子宿禰天王は允恭天皇。ただこれは国内問題にかんする記述の中なので「天王」史料としては孤立的で、誤字である可能性も考えられる。しかし元の写本に天皇とあったのなら、それをわざわざ平安時代の常識と矛盾する天王に誤写するということも考えにくい。一応、参考資料とするにとどめたい。

なお図書寮本の仁賢天皇紀の冒頭に「仁賢天王」と書かれている。しかし「仁賢」という漢風諡号は『日本書紀』が完成してから後にできたものであるから史料とはならない。ただ平安時代に「天皇」と「天王」が通用することがあったとする史料にはなる。

以上に論じてきた「天王」という称号の中国における用例については宮崎と角林がすでに考察を加えた。中国の古典に古くからあるものである。例えば『春秋左氏伝』の冒頭には、隠公元年「天王使宰……」とある。その天王というのは『史記』孝文本紀に「所謂王者乃天子」と記してある通りである。また六朝時代の支配者が実際に天王と称していた史料が散見する。大燕の慕容雲は「天王」位についており〔『晋書』〕、西魏の恭帝から禅讓された宇文覚は即位して「天王」を称している〔『北史』〕。このように「天王」という称号は史料に散見するうえに、実際にも用いられていた。したがって、日本人よりも深く漢籍に親しんでおり、また東アジアの外交関係に通じていた百済の知識人が日本の支配者を「天王」と呼ぶことは自然の成り行きであり、そこにはなんの違和感もなかったと考えられる。

ここで最近発表された、「天王」号史料は誤写にすぎないとする東野説^{注5}について検討する。右に述べたように、顕宗紀の場合などは誤写の可能性がある。しかし、雄略紀の三箇所で、『百済新撰』の記録が『日本書紀』に取り入れられたところでのみ「天王」となっていることは、単なる誤写説では説明がつかない。凶書寮本と前田本の雄略紀ではこの他のところで天皇を「天王」と誤っているところはないのである。このような「規則的な誤写」は起こり得ない。「天王」は『百済新撰』が日本の天皇を「天王」と記していたため『日本書紀』もそれをそのまま記していたことに由来し、古い古写本にはその『日本書紀』原本の表記がそのまま残っていたとするのが自然な解釈であろう。

稲荷山鉄剣銘文によると雄略は「大王」と称されている。従って当時の支配者は「大王」の称号をもっていた。しかし日本の「大王」号は天皇だけでなく、他の皇族にも使われている。だから「大王」といえば日本の君主、つまり天皇だけを指したわけではない^{注6}。その一方で外交的には百済から「天王」と呼ばれていたのである。

私はおそらく推古朝に天王の「王」が、それと同じ字源で同じ意味の「皇」に変えられて、ここに「天皇」の称号が出現したと考えるものである。王も皇も権威の象徴であるマサカリ（鉞）の象形字。マサカリの峰の部分に玉飾り（白）を付けたのが皇である（白川静『字通』）。このような「王」から「皇」への変更は、仏教の導入に従って「諸

天王」「四天王の像を作る」「四天王寺を造る」（崇峻天皇即位前紀）などと、天王・四天王という言葉が頻繁に用いられたので、それと区別する意味もあつたことが推測される。

「天王」を「天皇」に変更したとすると、それはなんでもない時に行われたとは考えにくい。おそらく国をあげた外交交渉の場である遣隋使の派遣あたりが画期となつたと考えられる。推古紀一六（六〇八）年九月条に、小野妹子の中国へ持参した書に「東の天皇、敬みて西の皇帝に白す」と記してあつたとする。今の学会ではこの天皇の語を當時のものとするのに躊躇しているが、特に疑問があるわけではない。その後、推古二十八（六二〇）年に『天皇記・国記』が編纂された。『天皇記・国記』の編纂は聖徳太子が中心になつておこなわれた国家的な歴史編纂事業であつた。

『天皇記』が本来例えば『大王記』というような題名であつたとするような根拠はないから、この史書は最初から『天皇記』と呼ばれていたのであろう。新しく歴史書を編纂するにあつて君主の称号の表記も「天皇」で統一したものと考えられるのである。

二 唐の高宗の「天皇」号と道教の「天皇」

七世紀後期、権力を手中にした則天武后は六七四年八月に皇帝を「天皇」、皇后を「天后」とすることを命じ、年号を「上元」と改元した。その後、天皇の高宗は六八三年に崩御した。諡を「天皇帝」という。この諡はその後、七五四年に「天皇大弘孝皇帝」に改められた（『旧唐書』高宗紀）。高宗の死とともに皇帝が天皇と称することは終わつたようであるが、それでもなお知識人のあいだには「天皇」が皇帝を指す言葉であるという意識は残存していたことが七五四年の諡の「天皇大弘孝皇帝」への変更によつてもわかる。

通説によると日本の支配者は七世紀後期の天武・持統朝に「天皇」を称し始めたという。それはまさに中国の皇帝

が「天皇」を称し始めた時期にあたる。そうすると、中国の皇帝が「天皇」と称している時に非中国人・蕃夷の君長にすぎない日本の支配者が、中国皇帝と対等の「天皇」と称したことになる。かつて遣隋使は「日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す」という国書を持参して煬帝の怒りに触れた。推古朝の日本はまだ東アジアの外交関係に習熟していなかったからこのような失敗をしたが、七世紀後期になれば留学生・留学僧の帰国などで日本の知識人も中国を中心とした東アジアの国際秩序をよく理解するようになってきている。その日本の君主が、あえて中国皇帝と「対等の」称号を名乗るなどという失敗を犯したとは考えられない^{注7}。

それでもなお七世紀後期の日本の支配者が「天皇」と称していたことは事実である。それはなぜか。私は次のように考える。推古朝以来の日本の支配者は一貫して「天皇」と称していた。遣隋使は日本の支配者を「天皇」としていた。しかしその称号がその後、隋が滅んで唐の時代になった中国との外交の場でも使われたかどうかは不明である。それで則天武后は恐らく日本の君主がどう名乗っているかというような事情は知らずに、道教思想に基づいて六七四年から皇帝を「天皇」と称し始めたのであろう。その際、日本では天王から「王」を「皇」に変えて天皇としたのに対して、中国では道教思想に基づいて天皇という称号を作ったので、同じ「天皇」とはなつたが本来の意味が違ふといえよう。そうすると日本と中国において同時に「天皇」という称号が存在したのは、いわば偶然の一致であり、結果論としてそうなつたものと考えられるのである。

次に通説は天皇号の思想的根拠を津田の研究に依存する。「天皇考」のなかで津田は『春秋緯』に「天皇帝北辰星也」とあることや道教史料の「元始天王」などを引用し考察している^{注8}。ところがこれらの史料に一貫しているのは天皇・天王が星であったり神であったりして世俗の君主の称号ではない、ということである。それに基づいて七世紀後期の日本の知識人は世俗君主の称号としての「天皇」を作り出したと通説はいう。しかし私は当時の日本の知識人の道教関係の文献に対する理解がそれほど進んでいたとは考えない。当時、日本では儒教を学んで中国のような律令

に基づく国家を作ろうとしていた。その時代に、道教関係の資料を深く研究して「天皇」という君主の称号を作りだしたということはあり得ないと考えるものである。

以上を要約すると、則天武后が六七四年に皇帝を天皇と称するように命じたところに日本の君主もそれを真似て(?)天皇と称し始めたとする、日本の君主は中国の皇帝と「対等の」立場に立つことを主張したことになり、それは東アジアの国際秩序からみてあり得ないことである。さらに七世紀後半になって日本で独自に道教の文献などを検討して、世俗君主を天皇という称号で呼ぶことになった、と考えてみた場合、当時の日本の知識人は道教文献に通じており、それを積極的に利用して君主の称号を創出したことになる。しかし当時の日本の知識人が道教文献にそれほど通じていたとする根拠はない。儒教に基づいた律令国家への道を歩んでいるときに道教思想を導入して君主の称号を作ったということも考えにくい。ところが儒教では古くから世俗君主を天王と呼んでいるのだから、それによってまず「天王」号ができて、それが意味的に同じである「天皇」となったとするのが無理のない解釈であろう^{注9}。

私たちの「天王」説は史料が限られているという批判を受けた。問題は史料の多寡ではないはずである。論理的に最も蓋然性の高い説を取るべきであろう。ここでは従来知られていた①②に加えて③をも検討して、それらが百済史料に由来するものであり、その百済史料をより具体的にいうと『百済新撰』である可能性が高いことを論じた。これによって史料の性格が明確になった。『日本書紀』に引用された『百済新撰』史料によると、五世紀後期の百済では儒教の用例に従って日本の君主を「天王」と称していた。それは日本の安康、雄略天皇の時代である。日本の「天皇」という称号の起源がこの「天王」にあるとする私たちの主張はより強まったと考えるものである。

三 百済三書について

『日本書紀』には神功紀四十七年から欽明紀十七年のあいだの各所に百済の歴史書三冊が引用されている。それは『百済記』『百済本記』『百済新撰』である。これらは『日本書紀』初期日朝関係記事の基礎史料であった。初期日朝関係の日本側伝承が神功皇后の「三韓征伐」のような漠然としたものに過ぎないのに対して、百済三書などに依って記された『日本書紀』の記事は年月や個人名を含めて極めて正確であり、これによって私たちは初期の日朝関係を具体的に論じることができるのである。特に四世紀後期の日朝関係や六世紀前期の加羅諸国滅亡過程の記録は生き生きと当時の実情を伝えている^{注10}。ここにこれら百済三書の性格、そのなかに用いられている用語を考察しておきたい。

百済三書の書物としての成り立ちについては、七世紀の百済滅亡後、日本に亡命した知識人が持参した史料に基づいて日本で編纂したものとする説がある。日本を「日本」、日本の君主を「天皇」と表記するような、後の知識によって書かれたところや、日本政府を「天朝」とするような日本に媚びた表現がみられるからである^{注11}。しかしそれらの表現は『日本書紀』編集の際、引用に当たってもとの百済三書の文に手を加えたとすれば解決する。百済人が日本亡命後編集したのならなぜ「三」書にしたのか、しかもそのなかになぜ「新撰」があるのかよくわからない。さらに先に考証したように百済三書の内容には、百済王の名前など基本的なところに誤字が含まれている。これらの誤字はおそらく、『日本書紀』編集時に古い写本しか残っていなかったためにおこったことであろう。新しく編集された史書からの引用にはありえないものである。私は、百済三書は古く百済で編集されたものであり、亡命百済人はそれを携えて日本にきて、『日本書紀』編集に参画したときその持参した古写本を利用したものと考える。

亡命百済人が『日本書紀』の編集に参加したことは次のように証明できる。日本の歴史書である『日本書紀』に百済の歴史書が引用され、しかもところによっては日本の歴史とは関係のない、百済の歴史にまで言及している。なぜこんなことが起っているのか？私見によるとそれは『日本書紀』の少なくとも一部が百済滅亡後、日本に亡命した百済の知識人によって編集・執筆されたからである。彼等は異国の歴史書のなかに滅亡した祖国のことをほんの少しで

も書き残しておきたかったのである。

百済の歴史書は当然のことながら百済の立場から書かれている。それで表記に問題のあるところがあるのでてくる。例えば『日本書紀』継体紀二十三年三月条に「蕃国官家」と記してある。それは「加羅諸国（官家）が日本（蕃国）の支配下にある」ことを言っている。つまり日本を「蕃国」と表記しているのである。それは明らかに日本を見下している。日本の史書に朝鮮を優位にみた記述が残ったのである。そのような表記が残ったことは百済三書の史料価値を高める。

百済史料に依った『日本書紀』の記述ではこのように百済が日本を「蕃国」と記すところがある一方で、日本に対して朝鮮諸国を「蕃」と、卑下して表記する場合もある。欽明紀九年四月条に「西蕃皆称日本天皇、為可畏天皇」とあり、この「西蕃」は朝鮮諸国のことである。朝鮮諸国はみな、日本の天皇を「可畏（かしこき）天皇」という、としているのである。この「可畏天皇」を古い史料として重視する見方があるが、「天皇」という表記は欽明朝、つまり六世紀前期のものとしてはありえないし、「可畏」は唐代口語によくみられるものである。『敦煌変文字義通釈』に多くの例をあげている。「可畏釈迦牟尼仏」「可畏維摩大菩薩」など、立派さを讃える接頭辞である。変文にみられるところからしても会話的な言葉であって、公式の称号などではない¹²。またこの文では「日本天皇」と「日本」という言葉が使われていて、これも古い史料とはなしがたい。

百済三書の記述に日本を「貴国」とする場合がある。「媚びたような表現」とされるが、中国古典に用例があり、「貴国」は「上位の大国」の意味で用いられているという¹³。それでこの時代には百済のように日本の支援を必要とする国は日本を優位に立てて「貴国」と呼ぶが、日本が百済を「貴国」ということはないのである。後の渤海との交渉でも渤海国王から日本の天皇への国書では、日本を「貴国」とするのが通例である。ずっと後の高麗の時代になると日本は高麗に対して「貴国」と呼んでいる¹⁴。このように百済滅亡以前の状況では、日本の支援を期待している百済は

外交上、日本に媚びたような「貴国」という呼び方をしていたのであり、それは当時の実情を反映したものと言えよう。

四 「日本」の国号と「天皇」号の起源

これまで日本の君主の称号である「天皇」号に考証を加えてきたが、ここで「天皇」と同様に重要な「日本」という国号にも触れておきたい^{注15}。

先に述べたように推古朝の遣隋使は「日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す」という国書を持参して煬帝の怒りに触れた。日本は中国の東に位置するから「日出づる処」であり、それは「日の本」ということになる。それを見てなぜ煬帝は怒ったのか。栗原は次のように論じる。『北史』西域伝波斯国条に「大国天子、天之所生、願日出処常為漢、中天子波斯国王居和多・・・」とあり、これは明らかに波斯国からみて東の日の出る位置にある漢を優位とし、西の波斯国王自身を「中天子」と低くしている。このように漢を優位とすることで秩序が成り立つ。ところが日本の国書では日本の君主が「日出づる処の天子」として優位に立ち、書を中国の「日没する処の天子に致す」としたから煬帝が怒ったのである^{注16}。

波斯国は中国の西に位置するから、波斯国からみて中国は「日の本」になるからそれで秩序は保てる。ところが中国の東に位置する日本と中国とではこの東西の関係が逆転する。日本のほうが優位に立ってしまうのである。この東西の位置関係は永遠に変わらないのだから、そうすると「日の本」を意味する「日本」という国号は中国にとって永遠に認められないものとなるはずである。ところが八世紀以後の中国は日本が「日本」と名乗ることを承認している。『新唐書』日本伝などによると、日本は「国近日所出、以為名」と主張しているという。そして唐代の中国ではその

日本の主張を批判したりすることはない。つまり八世紀以後の中国は太陽に近いところにある国である日本が「日本」という国号を名乗ることを承認している。従って、その段階では「東のほうが優位」という、地理的位置に基づいた上下関係にはならぬとこだわっていない。だから栗原説は一般論としてはそれでよいが、「日本」の国号については当てはまらないのである。

ところで「日本」という国号を日本人が使うとなにか奇妙である。「日本」は「日の本」の意味だが、日本国内にいれば「日の本」にはならない。当然のことながら太陽は日本国内にはなく、日本の東から昇る。だから朝、太陽は日本国内ではなく、日本の東にある。ところで中国においても太陽は東から昇る。その、中国からみて東、つまり太陽の昇る方角に日本はある。だから日本を「日の本」と呼ぶのは、中国において初めて成り立つ概念である。なぜこんなことになるのか？それは日本の知識人が、日本が中国の東に位置すること、それは中国に対して優位に立っていることを含めて、全体に中国を意識してこの国号を作ったからである。それはいつか？遣隋使は日本の推古天皇の時代に派遣された。『隋書』倭国伝によると遣隋使のひとたちは、日本の君主は日を弟としている、太陽が出るまにに政治を始めて、太陽（弟）が出てくると政治をその弟に委ねるなどと、たぶんウソの説明をして、さかんに日本の君主と太陽が深い関係にあることを強調している。そして「日出づる処」である。ここには「日本」という言葉がつかわれていないので、これを「日本」という国号の起源とみなすひとはいないようであるが、その実質的な意味において「日出づる処」は「日の本」ということだから、私はここに「日本」という国号の起源があると考え。推古朝の知識人には中国の地についてはじめて成り立つ「日の本」、つまり「日本」という思想が明確に存在した。

このように私は天皇の称号も日本の国号も起源をたどれば推古朝にたどりつくと考え。国号や君主の称号を考え作り出すには漢籍にたいする深い教養があり、そのうえで日本の国家体制に思いを馳せる必要がある。さらには自分の考えを政治に反映させるだけの実力がなければならない。推古朝にそのようなことのできたひとが一人だけいる。

それは聖徳太子である。

私は以前、聖徳太子関係の文献を検討してみてもこのひとの偉大さに深くうたれた。遣隋使を派遣し、留学生・留学僧を長期にわたって中国で勉強させた。聖徳太子の死後、彼等は帰国し、大化の改新にブレイクとして参加した。そうしてそれは律令国家成立へとつながっていく。実に聖徳太子は古代日本のカナメのところに位置する人である。ただ後になると曩眞のひき倒しで聖徳太子には奇妙な伝説ができてくる。例えば一度に八人の訴えを同時に聞くことができた、などという。なぜこんな伝説ができたのか？聖徳太子がヤツミミという名をもっていたからである。そのヤツミミを「八つの耳」と解したのである。しかし語源的にヤツは「素晴らしい」、ミミは「君主」の意で、ヤツミミは「素晴らしい君主」という意味である。「八つの耳」などというのは後世の無知な追隨者が考え出した見当外れの解釈にすぎない。そうしてその見当外れの解釈に基づいて奇妙な伝説を作り上げていったのである。

「素晴らしい君主」であった推古朝の政治家・聖徳太子はその後の日本の政治体制の基礎を固めるような政策を実行していった。天皇の称号と日本の国号の創出という国家の根幹に係わる問題に思いを馳せて、独自のものを考え出したのもその一環であった。そしてその「天皇」号も「日本」の国号も一世紀ほど後になって中国の承認するものとなったのである。

注

- 1 角林文雄「日本古代の君主の称号について」(『日本史論叢』一 一九七二)(補訂して『日本古代の政治と経済』吉川弘文館 一九八九・第一編第一章とする)

宮崎市定「天皇なる称号の由来について」(『思想』六四六 一九七八)

- 2 石塚晴通『図書寮日本書紀(本文篇)』美季出版社 一九八〇
前田育徳会尊経閣文庫編『日本書紀』八木書店 二〇〇二
 - 3 『日本書紀』には百済の歴史書三冊(『百済記』『百済本記』『百済新撰』)が引用されている。これらについては後に考証する。
 - 4 角林文雄『任那滅亡と古代日本』学生社 一九八九・第二章
 - 5 東野治之『日本古代金石文の研究』岩波書店 二〇〇四・三五四頁
 - 6 日本では推古朝遺文からすでに大王は天皇だけでなく皇子も名乗っている称号である。角林「大王」号説批判(『続日本紀研究』二〇三号、一九七九)参照。
 - 7 『儀制令』に「皇帝(華夷所称)」とあり、実際に『続日本紀』靈龜元年九月条以後に「皇帝」の用例が散見する。しかし日本の天皇が中国との交渉のなかで中国の皇帝に対して日本の君主(天皇)を「皇帝」と称したというわけではない。『公式令』『古記』によると中国に対して公式には「御宇日本天皇詔旨」とした。
 - 8 津田左右吉『日本上代史の研究』岩波書店 一九四七・四七四―四九一頁
 - 9 天皇号が七世紀後半になって始めて作られたとすると、当時行われていた漢音でテンコウと読まれたはずなのに、テンノウと「皇」字が呉音のオウ(ワウ)で読まれているのは「天皇」が呉音の時代にできたものであることを示唆しているとする見方(森田悌『推古朝と聖徳太子』岩田書院 二〇〇五・一五八―一五九頁)も参考になろう。
- 「中国の典籍から独自に「天皇」を選び出して現実の君主号とすることが、はたして七世紀初頭ごろにおこなわれるものかどうか(東野、前掲書・三五六頁)というのは極めて妥当な疑問である。しかし、だからといって七世紀後期の高宗時代の「天皇」を日本で真似たとするのは短絡的である。先に述べた通り、「天王」↓「天皇」と展開したと考えればその疑問に答えられる。そもそも「王」と「皇」は日本の八世紀初頭の文献でも通用している(東野「長屋王家木簡からみた古代皇族の称号」(『長屋王家木簡の研究』塙書房 一九九六 所収)参照)。そのような傾向が八世紀になって急に起こるはずがないのであり、推古朝にすでに起っていたと考えるのになん

の不都合もない。

- 10 角林『任那滅亡と古代日本』を参照されたい。
- 11 坂本太郎『日本古代史の基礎的研究』上 東京大学出版会 一九六四・二五六頁
- 12 角林『『日本書紀』神代卷全注釈』塙書房 一九九九・三二七―三二八頁
- 13 栗原朋信『上代日本対外関係の研究』吉川弘文館 一九七八・二六六―二六八頁
- 14 角林『日本古代の政治と経済』三〇五―三一五頁
- 15 以下の論旨は要約的に小著『日本国誕生の風景―神武・崇神・タケル伝』（塙書房 二〇〇五）で述べた。
- 16 栗原『上代日本対外関係の研究』一八九頁